

令和7年5月

京都市職員共済組合の組合員の皆様へ

京都市職員共済組合

扶養状況調査実施のお知らせ

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、下記のとおり扶養状況調査を行います。

共済組合は皆様の掛金（保険料）で成り立っており、被扶養者の実態を正しく把握することで、負担と給付の公平性を確保しています。

被扶養者の公正かつ適正な認定のため、組合員の皆様に住民票や送金書類、収入に係る書類の提出等をお願いすることになります。

御理解のほど、お願いいたします。

記

1 調査対象者

下記(1)～(3)のすべてを満たす被扶養者

- (1) 認定年月日が令和6年12月31日以前である者
- (2) 令和7年4月1日時点で、引き続き認定を受けている者
- (3) 令和7年4月1日時点で56歳～74歳の配偶者

※ 次年度以降、調査対象者は変わる可能性があります。

※ 今回調査対象者とならない被扶養者についても、(別添1)「扶養認定基準を御理解ください」を参照のうえ、万一当該基準を満たしていない場合は速やかに取消の申請をしてください。

2 調査方法

対象となる組合員の方に、各所属庶務担当者から「扶養状況調査票」が配付されます。
必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて各所属庶務担当者に提出してください。

3 調査時期

令和7年7月上旬を予定しています。

4 必要な添付書類

「(別紙) 添付書類について」のとおり

【注意】

給与収入がある場合は直近3か月分の給与明細が必要である等、「(別紙) 添付書類について」を確認のうえ、準備をお願いします。

5 その他

被扶養者としての要件を満たさない場合は、事実発生日に遡り、扶養削除となります。この場合、

削除日以降の医療費については、共済組合から後日返還請求することとなります。

6 根拠法令等

(1) 地方公務員等共済組合法施行規程第97条

(資格確認書の検認等)

第97条 組合は、組合の定めるところにより、資格確認書の検認又は更新をするものとする。

2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は無効とする。

(2) 京都市職員共済組合被扶養者認定基準

(扶養状況調査)

第14条 組合は、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して具備していることの調査を随時実施する。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡って認定を取り消す。

(職権による被扶養者の認定の取消し)

第15条 組合は、虚偽の申告、申告漏れ、前条に規定する調査等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したときは、認定日に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。

2 組合は、前条に規定する資料の提出又は回答を正当な理由なく拒否し、又は提出しなかった組合員に対し、更に期限を定めて当該書類等の提出又は回答を求め、それでもなお当該書類等を提出又は回答しないときは、当該組合員の被扶養者は、その要件を既に欠いているものとみなして、認定日に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。

（別紙）添付書類について （裏面もあります。）

対象者により、提出していただく書類が異なります。

また、扶養の事実確認のため、このほかに共済組合から書類を求める場合があります。

1 収入額の分かる書類（すべて写し可）

※ 複数の収入がある場合は、すべての収入が分かる書類を提出してください。

〈例1〉2か所以上から給与収入がある場合は、すべての勤め先からの直近3か月分の給与明細書

〈例2〉2種類以上の年金を受給している場合は、受給しているすべての年金改定通知書

〈例3〉給与収入及び年金収入がある場合は、直近3か月分の給与明細書及び年金改定通知書

収入の種類	必要書類	備考
給与収入がある場合	直近3か月の給与明細書 （原則4～6月支給分） ※明細書が電子化されている場合は、パソコンやスマートフォンの画面印刷したもので可。 ※支給月及び対象者の氏名が確認できるもの。	左記の書類がない場合に限り ・雇用条件書（給与額の記載のあるもの） ・直近3か月の給与振込先口座の通帳 ※振込金額が印字されているページ及び口座名義人が判断できるページ ・給与支払い証明書（様式不問） ※雇用主の証明があるもの。
利子・配当・不動産・事業・農業その他の収入がある場合	令和6年分確定申告書 及び上記に係る収支内訳書	「確定申告書」がない場合に限り ・令和6年分所得証明書 ※市区町村が発行する所得を証明する書類で、収入額及び所得の内容・種類・金額が記載されているもの。市区町村によって名称が異なる場合があります（京都市の場合は「市・府民税所得証明書」）。 「収支内訳書」がない場合に限り ・令和6年分の必要経費が分かる書類
年金収入がある場合	令和7年度 年金改定通知書	左記の書類がない場合に限り ・直近の振込通知書 ・直近の年金額が分かる振込口座の通帳 ※振込金額が印字されているページ及び口座名義人が判断できるページ
失業等給付金、傷病手当金、その他継続的に得ている収入がある場合	収入額の分かる書類	〈提出書類の例〉 ・雇用保険受給資格者証（両面） ・傷病手当金支給決定通知書 等
無収入の場合	なし ・調査票には必ず0円と記入してください	

※調査における年収の考え方

（例）収入：4月（80,000円）・5月（70,000円）・6月（90,000円）

平均収入：4月～6月の合計240,000円÷3か月＝80,000円

80,000円（月平均）×12か月＝960,000円（年間収入推計額）

※ 「事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動」により収入が増加した場合は、収入要件額を超えていたとしても扶養認定が継続されます。この場合、「事業主の証明書」及び「雇用契約書」を提出してください。様式「事業主の証明書」は京都市職員共済組合ホームページ_申請書類一覧からダウンロードしてください。

裏面もあります

2 居住形態に係る書類（すべて写し可）

被扶養者 との 居住形態	必 要 書 類		備 考
同 居	なし （調査票「住所」欄に実際に居住している住所を記入してください。当組合で住所を登録することによって、大規模災害等証不携帯となった場合、本人確認時のキー項目となります。）		調査票に記入されない場合は、住民票の提出が必要となります。 ※組合員と同居していることが分かるもの（本籍記載不要。直近3か月以内に発行されたもの。発行日の記載があるページを除かないよう注意。）
※別 居	学生、単身赴任、施設入所等 の一時的な別居の場合	一時的な別居で あることの事実 が分かる書類 （住民票の添付不要）	①学生証 ②在学証明書 ③辞令 ④施設入所が確認できる書類 等
	上記以外の場合	仕送額がわかる 書類 直近3か月分 （住民票の添付不要）	「誰が 誰に いつ いくら」送金したか客観的に確認できる書類 ①金融機関の振込票※3か月分 ②入金・送金記録のある預金通帳 ※直近3か月分が印字されているそれぞれのページ及び口座名義人が確認できるページ ③現金書留受付印のある封筒とその控え 等 （1人につき5万円以上かつ被扶養者の収入の1/2以上の送金が必要）※3か月分

※別居については、続柄を問わず、仕送額がわかる書類や学生証の写し等の書類が必要となります。

京都市職員共済組合

組合員・被扶養者の皆様へ

申告内容に変更があったら手続きが必要です

扶養認定基準を御理解ください

扶養認定されました被扶養者様について、申告内容に変更があった場合は手続きが必要です
ので御注意ください。

主 な 変 更 事 由

給与の直近3か月平均額が認定基準額の108,334円以上となった場合

認定取消の手続きが必要です。(※注)

例

1月：90,000円、2月：100,000円、3月：130,000円、4月：130,000円

→ 3か月(2月～4月)平均額は120,000円で認定基準額以上。

⇒ 認定取消の申告が必要(取消日は、3か月目の給与支払日の属する月の翌1日です。)

複数の収入がある場合は、すべての収入が
分かるように書類を提出してください。

雇用保険の基本手当金等を3,562円以上受給することとなった場合

認定取消の手続きが必要です。(※注)

支給の認定日ではなく、支給開始日から認定取消となります。

同居から別居となった場合(事実上の別居を含む)

同別居変更の手続きが必要です。また、組合員と別居となった場合は、扶養認定に当たり以下の要件を満たす必要がありますので御注意ください。

■認定要件■ (①～④をすべて満たすことが条件となります)

- ① 認定対象者の収入額が収入限度額内であり、かつ当該収入額に2分の1を乗じて得た額が、組合員からの仕送り以下であること。
- ② 組合員からの仕送り額が、1人につき月額5万円以上であること。
- ③ 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- ④ 組合員からの認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して送金していること。

別居から同居となった場合

同別居変更の手続きが必要です。

手続きに漏れがある場合、**事由発生時まで遡って**

**扶養認定取消を行うこととなり、その期間中に医療機関で受診した医療費等を返還
していただくことになります。**

遡っての扶養認定取消を防ぐためにも、申告内容に変更が生じた場合等は速やかに
手続きをしていただきますようお願いいたします。

※注 認定取消後、国民健康保険に加入される場合は資格喪失証明書が必要です。

資格喪失証明書は自動で発行されませんので「組合員(被扶養者)資格喪失証明願」を提出してください。

必要な添付書類等は共済組合のホームページを御確認ください。

